

Press Release

報道関係者 各位

平成26年6月23日（月）

【照会先】

年金局 事業管理課

課長補佐 松尾 辰二（内線 3661）

（直通電話）03(3595)2811

年金局 事業企画課調査室

室長補佐 楠田 裕子（内線 3582）

（直通電話）03(3595)2794

（代表電話）03(5253)1111

日本年金機構 国民年金部

部長 町田 浩

（直通電話）03(6892)0764

平成25年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

厚生労働省では、このほど、平成25年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等を取りまとめましたので公表します。

本資料には、未納分を遡って納付できる過去2年分を集計した「最終納付率」と、平成25年4月分から平成26年3月分までの保険料のうち平成26年4月末までに納付された月数を集計した「現年度分の納付率」、更に今後の取組等についてまとめています。

- 平成23年度分（過年度2年目）の最終納付率（※1）は、65.1%
（23年度末から6.4ポイントの伸び）
- 平成24年度分（過年度1年目）の納付率（※2）は、63.5%
（24年度末から4.5ポイントの伸び）
- 平成25年度分の現年度納付率は、60.9%
（対前年度比+1.9ポイント）

（※1）平成23年度分（過年度2年目）の最終納付率：平成23年4月分～平成24年3月分の保険料のうち、平成26年4月末までに納付された月数の割合。

（※2）平成24年度分（過年度1年目）の納付率：平成24年4月分～平成25年3月分の保険料のうち、平成26年4月末までに納付された月数の割合。

平成25年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について
(概要)

平成26年6月23日
厚生労働省年金局・日本年金機構

平成25年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について（概要）

国民年金保険料の納付状況と要因

- 平成23年度分（過年度2年目）の最終納付率は65.1%で、平成23年度末時点と比べれば+6.4ポイントである。
- 平成25年度分の現年度納付率は60.9%で、前年度と比べれば+1.9ポイントである。
- 年金事務所ごとの納付率（現年度分）をみると312事務所中311事務所の前年度より上昇している。（平成24年度は235事務所で上昇）
- 都道府県別の納付率（現年度分）をみると、すべての都道府県で前年度より上昇している。（平成24年度は37都道府県で上昇）
- 納付率改善の要因としては、特別催告状による納付督促の対象者の拡大、年金事務所と市場化テスト受託事業者との協力・連携による納付督促の強化、などが考えられる。

	平成23年度末時点	平成24年度末時点	平成25年度末時点
平成23年度分保険料	58.6%	62.6% (+3.9ポイント)	65.1% (+2.5ポイント)
平成24年度分保険料		59.0%	63.5% (+4.5ポイント)
平成25年度分保険料			60.9%

注1:()内は前年度からの伸びである。

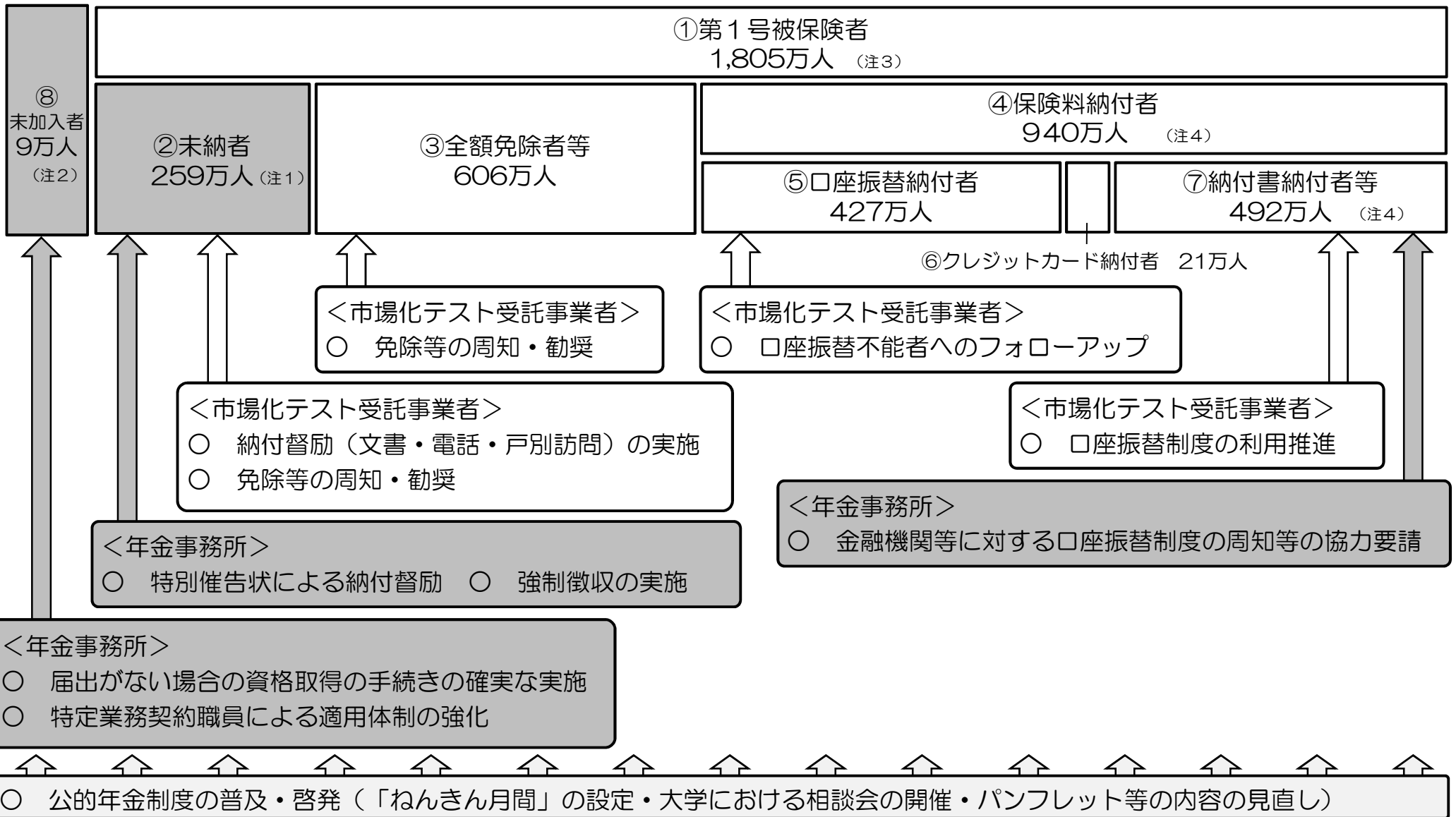
注2:平成25年度分保険料については、納付対象月数14,481万月(対前年度比△5.2%)、納付月数8,817万月(対前年度比△2.1%)である。

平成26年度の主な取組

- 未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化を図る。具体的には、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、納付督促、免除等勧奨、強制徴収を実施する。また、年金事務所において必ず実施する取り組みを具体的に定め推進するとともに、若年層の納付督促を強化する。
- 機構全体、ブロック本部及び各年金事務所において行動計画を策定するとともに、それを推進する役割と体制を明確にし、収納対策を組織的に推進する。
- 市場化テスト受託事業者との協力・連携体制を強化する。
- 強制徴収の実施に当たっては、最終催告状の確実な送付を行い、それでも自主的に納付しない者について滞納処分を実施する。特に、控除後所得400万円以上かつ未納月数13月以上の滞納者に督促を実施する。また、強制徴収に集中的に取り組む期間を設ける。

被保険者属性ごとの取組について

(平成26年3月末現在)



注1：未納者とは、24か月（平成24年4月～平成26年3月）の保険料が未納となっている者。

注2：平成16年度までの調査結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。

注3：第1号被保険者には、任意加入被保険者（27万人）が含まれている。

注4：保険料納付者の人数は、①から②及び③を単純に差し引いて算出したもの。納付書納付者等の人数は、④から⑤及び⑥を単純に差し引いて算出したもの。

平成25年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

【目次】

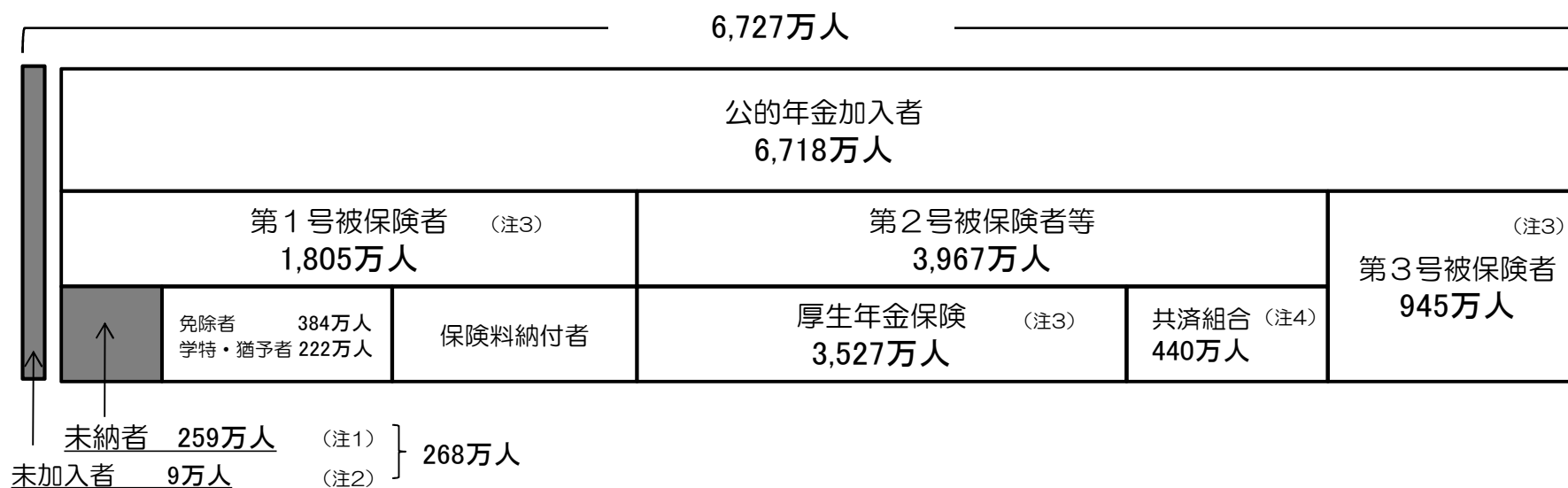
1. 平成25年度の納付状況等について	
(1) 公的年金制度全体の状況	1
(2) 国民年金保険料の納付状況	2
2. 納付率に影響を与える背景等について	
(1) 納付率に影響を与える背景・構造的な課題	6
(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化	8
(3) 未納者に対する納付督促	9
3. 平成25年度における収納対策の取組状況について	10
4. 平成26年度の収納対策について	15

1 平成25年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約96%の者が保険料を納付。（免除及び納付猶予を含む）
- 未納者（注1）は約259万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約4%）

《公的年金加入者の状況（平成25年度末）》



注1) 未納者とは、24か月（平成24年4月～26年3月）の保険料が未納となっている者。

2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度及び平成22年度に未加入者の調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。

3) 平成26年3月末現在、第1号被保険者には、任意加入被保険者（27万人）が含まれている。

4) 平成25年3月末現在。

5) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

6) 平成26年3月末現在、第2号被保険者、第3号被保険者である者の中には、平成24年4月～26年3月の間に第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成25年度の国民年金保険料の納付率等について

- ① **平成23年度分の最終納付率は65.1%**
 (平成23年度末と比較して+ 6. 4ポイント)
 (平成25年度末時点)
- ② **平成25年度分の現年度納付率は60.9%**
 (対前年度比+1. 9ポイント)

納付率の推移

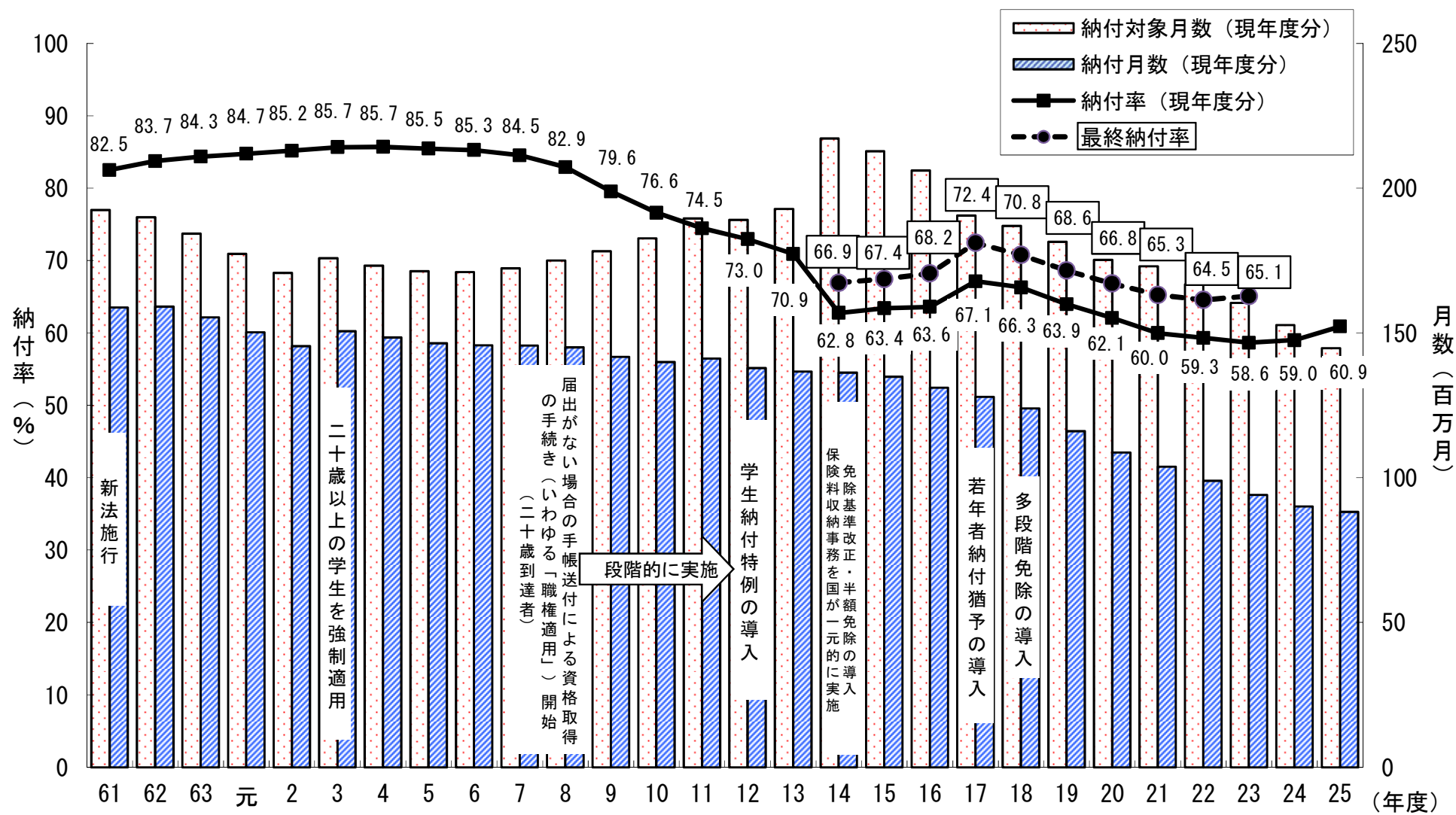
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
20年度分 保険料	62.1%	65.0%	66.8%			
21年度分 保険料		60.0%	63.2%	65.3%		
22年度分 保険料			59.3%	62.2%	64.5%	
23年度分 保険料				58.6%	62.6%	65.1%
24年度分 保険料					59.0%	63.5%
25年度分 保険料						60.9%

※ 最終納付率は、平成23年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

※ 現年度納付率（%） = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

納付率の状況

○平成23年度分（過年度2年目）の最終納付率は、65.1%。

（平成23年度末から+6.4ポイント、平成24年度末から+2.5ポイントの伸び。）

○平成24年度分（過年度1年目）の納付率は、63.5%。（平成24年度末から+4.5ポイントの伸び。）

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
平成23年度分 （対前年度末伸び）	58.6%	62.6% （+3.9ポイント）	65.1% （+2.5ポイント）
平成24年度分 （対前年度末伸び）	—	59.0%	63.5% （+4.5ポイント）

○平成25年度分（平成25年4月分～平成26年3月分）の現年度納付率は、60.9%。（対前年度比+1.9ポイント）

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成24年度 （対前年度比）	9,010万月 （△4.2%）	15,274万月 （△4.8%）	59.0% （+0.3ポイント）
平成25年度 （対前年度比）	8,817万月 （△2.1%）	14,481万月 （△5.2%）	60.9% （+1.9ポイント）

- 現年度分保険料について、年金事務所ごとの納付率をみると、311事務所の前年度より上昇している。都道府県ごとの納付率をみると、全都道府県で前年度より上昇している。（平成24年度は235事務所、37都道府県で前年度より上昇）

日本年金機構の中期計画及び平成25年度の年度計画との関係

- 日本年金機構の第1期中期計画では、
 - ・最終納付率については、第1期中期目標期間（平成22年1月～平成26年3月末）中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す
 - ・現年度納付率については、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指すとしている。
- 平成25年度の年度計画では、
 - ・平成23年度分の最終納付率は、平成23年度の現年度納付率から6.5ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・平成24年度分の平成25年度末における納付率は、平成24年度の現年度納付率から4.0ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・現年度納付率については、これまでの低下傾向から回復基調に転換させ、平成21年度の納付実績を上回る水準を確保することにより60%台に回復するとともに、更なる改善を目指すことをそれぞれ目標とした。



- 平成23年度分の最終納付率は65.1%（平成23年度末と比較して+6.4ポイントの伸び）となり、中期計画における目標を達成するとともに、年度計画の目標もほぼ達成したといえる水準を確保した。また、平成24年度分の25年度末における納付率は63.5%（平成24年度末と比較して+4.5ポイントの伸び）となり、年度計画の目標を達成した。
- 平成25年度の現年度納付率は60.9%（対前年度比+1.9ポイント）と4年度ぶりに60%台に回復し、中期計画及び年度計画の目標を達成した。

平成25年								平成26年			
5月末 現在 (4月分)	6月末 現在 (4月分) ↓ (5月分)	7月末 現在 (4月分) ↓ (6月分)	8月末 現在 (4月分) ↓ (7月分)	9月末 現在 (4月分) ↓ (8月分)	10月末 現在 (4月分) ↓ (9月分)	11月末 現在 (4月分) ↓ (10月分)	12月末 現在 (4月分) ↓ (11月分)	1月末 現在 (4月分) ↓ (12月分)	2月末 現在 (4月分) ↓ (1月分)	3月末 現在 (4月分) ↓ (2月分)	4月末 現在 (4月分) ↓ (3月分)
51.2% (+0.6%)	53.4% (+0.7%)	55.3% (+0.7%)	54.8% (+0.6%)	55.3% (+0.9%)	56.1% (+0.9%)	56.9% (+1.1%)	58.2% (+1.5%)	58.8% (+1.7%)	59.4% (+1.8%)	60.2% (+2.0%)	60.9% (+1.9%)

(注) () 内の数値は、対前年同月比である。

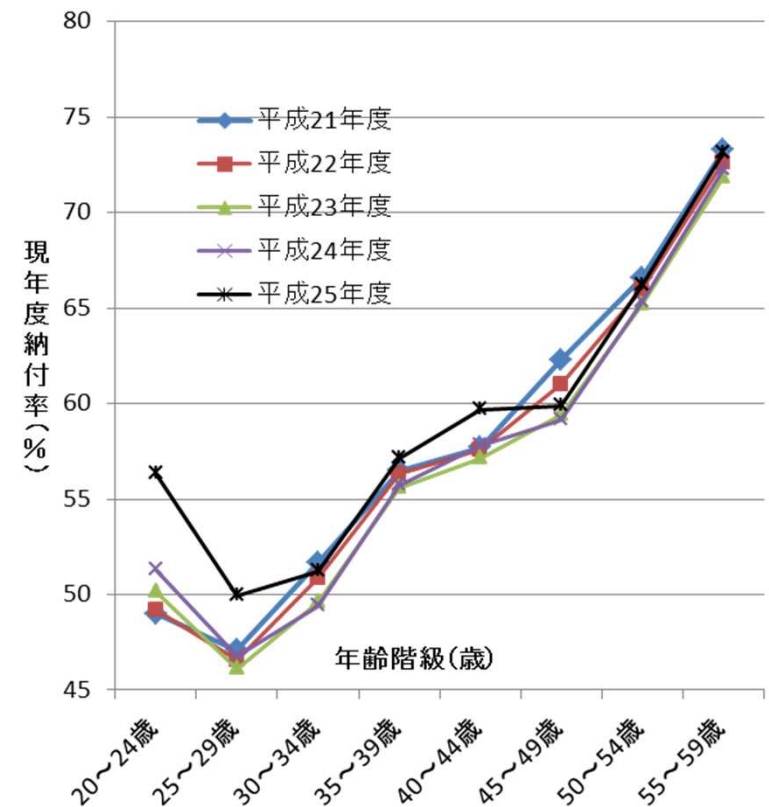
2 納付率に影響を与える背景等について

(1) 納付率に影響を与える背景・構造的な課題

- 平成21年度から平成25年度までの年齢階級別現年度納付率は下記の表のとおりとなっている。
年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることには変わりはないが、平成25年度は、すべての年齢階級において前年度を上回っており、特に、20歳代の上昇が大きい。
- 現年度納付率については、当面の目標であった60%台に回復したものの、厳しい状況にあることは変わりはなく、国民年金被保険者実態調査の結果からは、納付率の低迷について、次のような背景・構造的な課題が考えられる。
 - ① 第1号被保険者の就業状況
 - ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準
 - ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

(単位: %)

	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳
平成21年度	49.0	47.1	51.7	56.5	57.7	62.3	66.6	73.3
平成22年度	49.2	46.6	50.9	56.3	57.6	61.0	66.0	72.6
平成23年度	50.1	46.1	49.6	55.6	57.1	59.4	65.2	71.8
平成24年度	51.3	46.8	49.4	55.7	57.8	59.1	65.3	72.2
平成25年度	56.3	49.9	51.2	57.1	59.7	59.9	66.2	73.1



<第1号被保険者の就業状況>

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%
平成23年調査	14.4%	7.8%	7.7%	28.3%	38.9%	3.1%

※注1：平成17年以前の調査については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年以降の調査では含まれる。また、平成23年調査については、調査年の3月末時点の就業状況が回答されるように明記したため、単純に比較はできない。

※注2：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

※注3：四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

<第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）			②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）		
	総数	納付者	1号期間滞納者	総数	納付者	1号期間滞納者
平成14年調査	484万円	554万円	416万円	136万円	166万円	120万円
平成17年調査	434万円	505万円	323万円	126万円	158万円	105万円
平成20年調査	469万円	555万円	342万円	133万円	178万円	113万円
平成23年調査	403万円	493万円	295万円	108万円	152万円	96万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：調査年の前年の所得である。（例…平成23年調査→平成22年の所得）

※注3：平成14年調査の「1号期間滞納者」の欄については、当該調査における「未納者」の数値を記載している。

※注4：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

<1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）>

	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受ける要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	厚生労働省・日本年金機構が信用できない（社会保険庁が信用できない）	うっかり忘れていた、後でまとめて払おうと思った	その他
平成14年調査	64.5%	2.0%	0.9%	9.3%	—	4.7%	18.6%
平成17年調査	65.6%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	1.1%	7.0%
平成20年調査	64.2%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	2.1%	5.7%
平成23年調査	74.1%	2.2%	1.2%	10.1%	3.2%	4.0%	5.2%

※注1：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

※注2：平成14年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）である。

※注3：平成14年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」が3.5%含まれている。

※注4：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 年齢階級別の納付率は、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にある。
- 第1号被保険者の年齢構成に大きな変化はなく、その変化が平成25年度の現年度納付率に与えた影響は、ほとんどないと考えられる。

<年齢階級別第1号被保険者数・割合>

<各年度末現在、単位：(上段)万人、(下段)%>

	第1号被保険者	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60歳以上	平均年齢(歳)
平成23年度	1,904 100.0	381 20.0	199 10.4	191 10.0	217 11.4	221 11.6	189 9.9	196 10.3	283 14.9	28 1.5	39.4
平成24年度	1,864 100.0	374 20.1	194 10.4	185 9.9	207 11.1	222 11.9	197 10.6	193 10.3	267 14.3	25 1.3	39.3
平成25年度	1,805 100.0	365 20.2	182 10.1	179 9.9	196 10.9	221 12.2	200 11.1	189 10.5	251 13.9	22 1.2	39.3

※注1：第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

※注2：被保険者数は抽出統計調査(抽出率1/100)による数値である。

(3) 未納者に対する納付督促

(詳細は資料3-1参照)

① 市場化テスト受託事業者による納付督促

- 市場化テスト受託事業者が納付督促活動によって獲得すべき保険料の達成目標の達成率は87.1%、最低水準の達成率は111.5%となり、達成目標には届かなかったものの、平成24年度(達成率70.1%)に比べ17.0ポイント改善した。

② 特別催告状による納付督促

- 保険料の長期滞納者や免除勧奨を実施しても免除申請のない者、又は強制徴収対象者の選定から除かれた者のうち効果が見込まれる者を対象として年金事務所から特別催告状を568万件(平成24年度、182万件)発送した。発送後は、市場化テスト受託事業者との連携を図り電話、訪問督促を実施した。
- その結果、現年度・過年度を合わせた納付月数370万月、免除等承認月数410万月に結びついた。

《参 考》

上記①、②を中心とした未納者に対する納付督促が平成25年度の現年度納付率の変化に与えた影響は、納期限後納付率への影響は+0.8ポイント程度と推計される。また、納期限内納付率が1.1ポイント上昇しており、継続して取り組んできた特別催告状や市場化テスト受託事業者による督促により、納期限内に納付する者が増えたものと考えられる。

	平成24年度	平成25年度	前年度との差
納付率	59.0%	60.9%	1.9%
納期限内納付率	53.3%	54.5%	1.1%
納期限後納付率	5.6%	6.4%	0.8%

3 平成25年度における収納対策の取組状況について

(詳細は資料3-1参照)

市場化テスト事業

(資料3-1のp5~9参照)

- 国民年金保険料が未納となっている方に対し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用して、市場化テスト受託事業者による電話や文書、戸別訪問等による納付督促や保険料収納業務等を実施した。
- 市場化テスト受託事業者との協力・連携を図るため、債権回収業務の経験を有する職員を機構本部及びブロック本部に配置し、県単位で毎月開催する市場化テスト受託事業者と年金事務所との打合せ会議に出席させ、市場化テスト受託事業者への助言・提案を継続して実施した。また、本部において四半期毎に市場化テスト受託事業者からヒアリングを行い、督促実施状況を確認するとともに、達成目標の達成に向けた指導を行った。
- 年金事務所が実施する納付書等の送付時期及び送付対象者の情報を早期に市場化テスト受託事業者に提供し、年金事務所と市場化テスト受託事業者との協力・連携を積極的に図った。
- 市場化テスト受託事業者の進捗管理や指導にあたっては、滞納者との接触状況や納付約束などの督促結果と実際の納付に結びついた月数を指標とし、目標達成に必要な督促件数の実施を徹底した。
- 平成25年8月に公表された「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム（座長：内閣官房副長官）」の論点整理における指摘を踏まえ、納付率の改善に結び付く適切な督促方法等を検証するため、平成25年10月より9つの年金事務所において納付督促の頻度や戸別訪問員の配置を工夫したモデル事業を実施した。

特別催告状による納付督促等

- 平成24年度から新たな取組として実施している特別催告状による督促を、平成25年度においては対象者を大幅に拡大するなど本格的に実施し、その後の年金事務所における電話督促、来所要請等、及び市場化テスト受託事業者との連携による事後フォローが着実に実施できたことにより、未納者への取組については一定の向上が図られた。

	送付件数	対象月数	納付月数
平成24年度	182万件	2,879万月	143万月
平成25年度	568万件	6,339万月	370万月

※ 平成25年度の現年度・過年度を合わせた免除等承認月数は、410万月となった。
 なお、平成24年度の免除等承認月数は把握していない。

免除等申請勧奨

(資料3-1のp3参照)

- 市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨(ターンアラウンド)や特別催告状による督促、及び市場化テスト受託事業者との連携による事後フォローが着実に実施できたことにより、所得が低い等の事情から保険料の負担が困難な被保険者への取組については一定の向上が図られた。

	平成24年度	平成25年度	対前年度比(差)
全額免除者数等(割合)	587万人(32.0%)	606万人(34.1%)	+19万人(+2.1ポイント)

強制徴収

(資料3-1のp4参照)

- 平成25年度の強制徴収の取組については、平成26年2月及び3月に強制徴収の取組強化を行うなど強制徴収の積極的な取り組みにより、最終催告状送付件数、督促状送付件数及び差押執行件数のすべてが平成24年度を大幅に上回った。

	最終催告件数	督促件数	差押件数
平成24年度	68,974件	34,046件	6,208件
平成25年度	78,030件	46,274件	10,476件
対前年度比(差)	+9,056件	+12,228件	+4,268件

その他

(資料3-1のp10参照)

- 口座振替による納付については、第1号被保険者の減少により利用者数の伸びはみられなかったものの、利用率は、対前年度比+0.3ポイントの35.6%へと増加している。また、クレジットカード納付、コンビニエンスストア納付、及びインターネットバンキング等による電子納付の合計件数については、平成24年度以上の水準を確保した。特に、コンビニエンスストア利用件数及び納付月数は大幅な伸びを示した。

	口座振替納付者数	クレジットカード納付者数	コンビニ納付利用件数	電子納付利用件数
平成24年度	451万人	20万人	1,316万件	41万件
平成25年度	427万人	21万人	1,438万件	42万件
対前年度比(差)	△24万人	+1万人	+123万件	+1万件

【総括】

国民年金保険料の主な収納対策としては、平成24年度から新たに全国的な取組として実施した特別催告状による督促を平成25年度においては対象者を大幅に拡大するなど本格的に実施し、年金事務所と市場化テスト受託事業者との協

- ・連携の強化を図った。

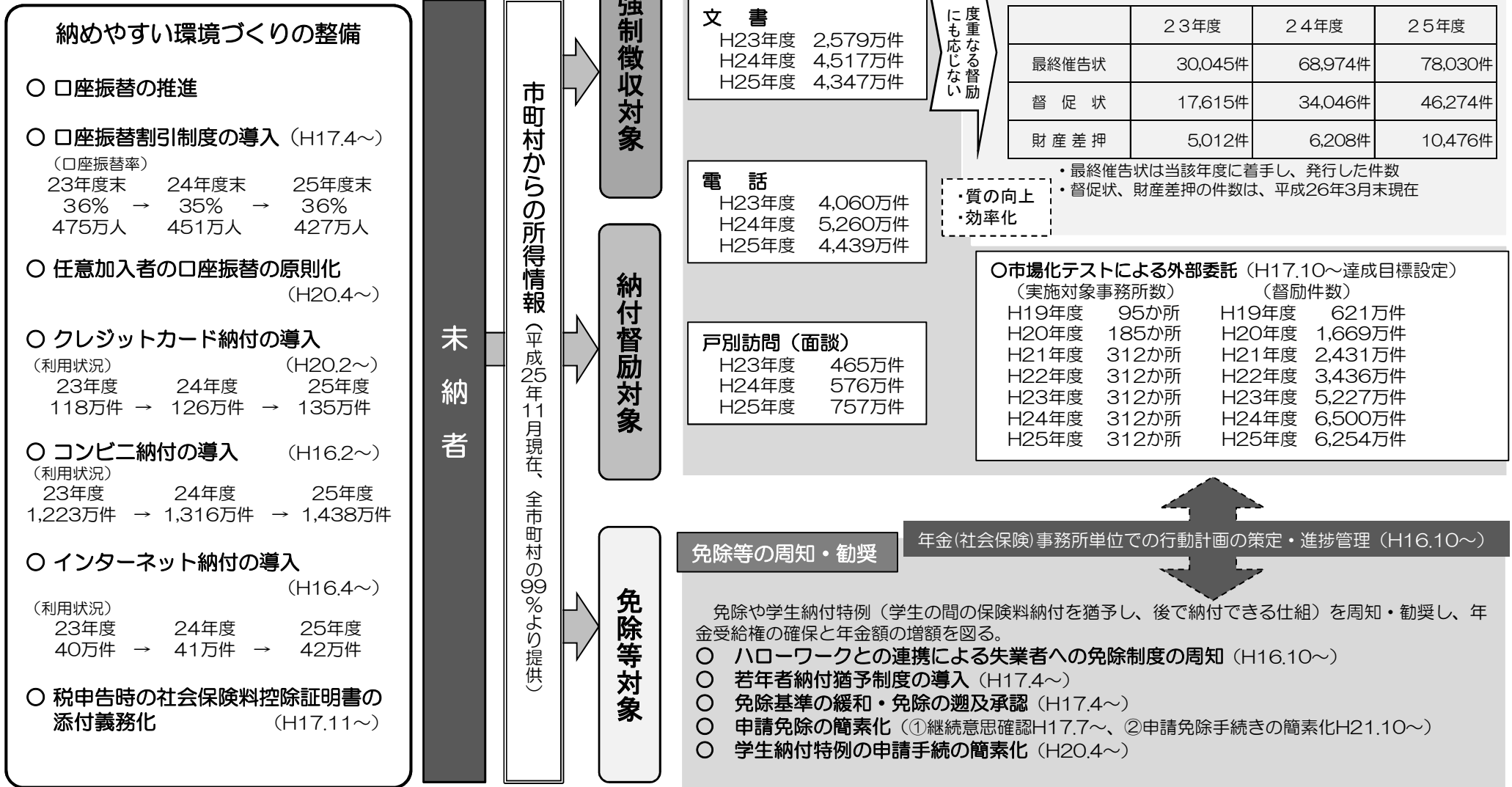
平成23年度分の最終納付率は65.1%（平成23年度末比+6.4ポイント）となり、中期計画の目標（+4~5ポイント）を達成するとともに平成25年度計画の目標（平成23年度末比+6.5ポイント程度）もほぼ達成した。

また、現年度納付率は312年金事務所のうち311年金事務所が前年を上回る実績を確保した結果60.9%（対前年度比+1.9ポイント）と61.0%に迫る勢いであり、当面の目標であった60%台に回復することができた。

平成26年度は、引き続き平成25年度における取組ごとの効果測定に基づき獲得すべき納付月数や免除件数の目標を定め計画的・効率的な収納対策に取り組むこととする。また、特別催告状を中心とした納付督促を着実に実施するとともに強制徴収を強化する。

《参考》

収納対策のスキーム（概念図）



普及・啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

4 平成26年度の収納対策について

平成26年度の収納対策の主な内容

① 国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構としての組織的な取組の強化

<計画的・効率的な収納対策に向けての行動計画の策定>

- 国民年金保険料収納対策を平成26年度計画の重点事項として位置づけ、機構全体、ブロック本部及び各年金事務所において行動計画を策定し、計画的・効果的な収納対策に取り組む。

<未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化>

- 一定の所得があり、保険料免除や若年者納付猶予、学生納付特例の対象とはならない者であって、保険料を長期間滞納している者について、強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、強制徴収に移行する。
- 所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や若年者納付猶予、学生納付特例の対象となりうる者であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっている者について、免除制度等の周知や申請の案内を行う。
- 年金事務所において必ず実施する取り組みを具体的に定め推進するとともに、若年者層の納付督励の強化を図るため、属性ごとのきめ細やかな取組を実施する。

<進捗管理の強化>

- 本部、ブロック本部、年金事務所の役割と体制を明確にし、収納対策を組織的に推進する。
- 各年金事務所の行動計画の進捗状況を週次で管理し、隔月でブロック本部長が出席する国民年金収納対策会議を開催するほか、ブロック本部担当部長会議を四半期ごとに開催する。また、必要に応じて国民年金担当グループ長会議を開催する。
- 国民年金保険料収納対策が低調な年金事務所を「国民年金保険料収納対策強化指定年金事務所」に指定し、ブロック本部の協力を得て指導を徹底する。（平成25年度は、53年金事務所を指定）

② 市場化テスト受託事業者との協力・連携

＜受託事業者に対する進捗管理＞

- 受託事業者ごとに督励実施状況等の分析及び進捗管理を徹底する。
- 機構本部において受託事業者とのヒアリングを四半期毎に開催し、ブロック本部からの報告等に基づく助言・提案・指導を実施する。
- ブロック本部は、各県単位で開催する受託事業者と各年金事務所との月例打合せ会議のほか年金事務所単位の打合せなどにも積極的に出席し、督励実績等の確認を行い、進捗管理を徹底するとともに、必要な助言・提案・指導を行う。

＜受託事業者との協力・連携体制の強化＞

- 受託事業者に対する情報（特別催告状、納付書及びターンアラウンドによる免除申請書の送付対象者並びにその送付時期等）提供の早期化や、各年金事務所の好取組事例を情報提供するなど、協力・連携の強化を図る。

＜平成26年10月開始事業における実施要項の主な改善点＞

- 納付率の改善が急務である大都市圏においては、納付督励、免除等勧奨を強化するため、現年度納付率が全国平均以下、かつ滞納者数が30万人以上の都府県を対象に、滞納者1.0万人に1名の割合になるよう戸別訪問員を重点配置する。（他は1.5万人に1人の割合）
- 平日の夜間帯（午後6時以降午後9時まで）、土曜日、日曜日及び祝祭日に実施する督励は、他の時間帯や曜日に比べ接触率が良好であるため、上記時間帯における督励を必須とする。
- 受託事業者との連携を強化し、効果的な督励を行うため、年金事務所ごとの打合せを可能な限り実施する。

③ 強制徴収の取組強化

<強制徴収の着実な実施及び管理>

- 最終催告状の送付から差押えの実施までの一連の手続きへの早期着手により、最終催告状の送付から2年以内に完結させるサイクルを確立し、最終催告状を送付したすべての者の完納を目指す。
また、強制徴収の実施に当たっては、最終催告状の確実な送付を行い、それでも自主的に納付しない者について滞納処分を実施する。特に、控除後所得400万円以上かつ未納月数13月以上の滞納者に督促を実施する。

<強制徴収実績の定期的な公表>

- 強制徴収の実施状況を定期的に公表することにより、保険料納付意識の醸成を図る。
また、強制徴収に集中的に取り組む期間を設けて、その取組と結果については全国及び都道府県単位でのきめ細かな広報を実施する。

<強制徴収担当職員のスキルアップ>

- 強制徴収担当職員のスキルアップを図るため、本部による集合研修(※)を引き続き実施するとともに、徴収ノウハウや好取組事例について積極的に共有を図る。
(※)平成26年6月から平成27年1月の間に300人規模で開催。

<国税庁への委任>

- 悪質な滞納者については、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。
平成26年3月末現在、国税庁委任の形式的要件(注)を満たす滞納者については、年金事務所による取組により、約5割が納付済、約2割が差押済、残りの約3割が引き続き取組中となっている。なお、納付済のうち約4割弱は、国税庁への委任の対象となる可能性を説明したことにより納付に至ったものである。
(注)納付義務者の前年所得1,000万円以上、滞納月数24月以上。

④ 新規適用届（20歳到達者等、2号・3号被保険者からの移行者）へのアプローチ強化

<「届出によらない資格取得手続き」の確実な実施>

- 20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者、第2号（又は第3号）被保険者から第1号被保険者となった者について、適用勧奨を早期に行うとともに、届出がない場合の資格取得の手続きを確実に実施する。

<関係機関との調整>

- 配偶者の扶養から外れた際に当該配偶者が健康保険組合に加入している場合を含め、日本年金機構が必要な情報を入手できるよう、健康保険組合等と調整を進める。

<適用体制の強化>

- 特定業務契約職員による戸別訪問活動等により、新規適用者（特に、本人から資格取得の届出がなかった者）に対する働きかけを更に強化する。

⑤ □座振替制度の推進等

<□座振替制度の利用促進>

- □座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨などにより、□座振替制度の利用促進を図る。
- 金融機関等に対して、□座振替制度の周知及びチラシ等の備え付けについて協力を要請する。

<□座振替不能者へのフォローアップの強化>

- □座振替ができなかった者の情報を市場化テスト受託事業者へ提供し、該当者に対し速やかに再振替の案内を行う。

<コンビニエンスストアでの納付の推進>

- コンビニエンスストアにおいて国民年金保険料が納付できることを周知するため、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の協力を得て、協会加盟11社、全国約5万店舗のコンビニにおいて、納付啓発ポスターを掲示する。

⑥ 公的年金制度の普及・啓発

<公的年金制度の理解を図るための活動>

- 政府広報や市（区）町村広報誌などを活用した普及・啓発活動を展開するほか、日本年金機構ホームページによる広報を行う。特に、11月を「ねんきん月間」とし、普及・啓発活動に加え出張相談等を集中的に開催する。

<地域における年金運営の展開に関する事業>

- 地域の関係団体と連携し、年金制度への理解を進め、若年者層の保険料納付の促進や年金手続きの円滑化につながる事業を展開する。
 - ・ 高校、大学及び専門学校向け説明会を中心に実施。
 - ・ 「わたしと年金」エッセイの募集。

<若年者に対する周知・広報>

- 大学構内における相談会の開催、卒業生への周知について大学等への協力依頼を行うなど、学生納付特例・若年者納付猶予の周知を行う。

<パンフレット等の内容の見直し>

- 公的年金制度の仕組みや届出の必要性を分かりやすく周知するため、パンフレットや通知文書の内容の見直しを行う。

⑦ 関係機関との協力連携

<市（区）町村への協力依頼>

- 所得情報の提供、市（区）町村の窓口や広報誌、ホームページにおける制度周知を依頼する。
また、第1号被保険者資格取得届時における口座振替案内についての協力を依頼する。

<ハローワークとの連携強化>

- 雇用保険受給者初回説明会等を利用した免除制度の周知等について協力を依頼する。

⑧ 更なる検討

<現行制度の改善>

- 「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成26年6月11日公布）による納付率向上方策の円滑な実施に向け準備を進める。
 1. 納付猶予制度対象者の拡大
 2. 学生納付特例事務法人制度の見直し
 3. 過去5年間の保険料を納付することができる制度の創設
 4. 国民年金保険料の全額免除制度等の見直し

<個人番号の活用>

- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の施行（平成29年1月予定）に向け、個人番号を活用した適用・収納対策の検討を進める。

<その他>

- 「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」の報告書（平成25年12月13日取りまとめ）において指摘された納付率向上策について引き続き検討を進める。

平成25年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について
(平成25年度の取組実績)

【 目 次 】

①平成25年度行動計画における取組	1
②納付督促の実施状況	2
③免除等の実施状況	3
④強制徴収の実施状況	4
⑤国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況	5
⑥その他の状況	10

① 平成25年度行動計画における取組

- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にして督促等を実施した。
- また、免除勧奨を実施しても免除申請のない者又は強制徴収対象者の選定から除かれる者のうち、効果が見込まれる者を対象とした特別催告状の取組を実施した。

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）

所得層、未納期間、年齢、督促事蹟等の属性別に未納者数を把握

○短期未納者
 ・速やかな初期対応及び2次対応を含めた各督促の連携
 （文書→電話→戸別訪問（繰り返し））

○中期未納者
 ・強制徴収を前提とした督促
 ・口座振替申請書受理の徹底
 ・特別催告状を送付

○強制徴収対象者
 ・強制徴収の早期着手及び速やかな滞納処分への移行
 ・一部の免除等対象者に対し特別催告状を送付

○短期未納者
 ・速やかな初期対応及び2次対応を含めた各督促の連携
 （文書→電話→戸別訪問（繰り返し））

○中期未納者
 ・各督促の連携
 ・口座振替申請書受理の徹底

○長期未納者
 ・強制徴収を前提とした督促
 ・口座振替申請書受理の徹底
 ・特別催告状を送付

○多段階免除承認者（1/4、半額、3/4） ・承認と同時に納付督促を実施

○「申請免除（全額・多段階）制度」の周知及び申請書の提出勧奨の徹底
 → 平成24年の所得情報による新たな納付困難者に対する申請勧奨を徹底し、申請のない者に対しては特別催告状を送付
 → 継続免除却下者に対する速やかな納付督促及び多段階免除申請勧奨の実施

○「学生納付特例制度」「若年納付猶予制度」の周知及び申請書の提出勧奨の徹底
 → 平成24年の所得情報による新たな納付困難者に対する申請勧奨を徹底し、申請の無い者に対しては特別催告状を送付
 → 継続免除（若年）却下者に対する速やかな納付督促及び多段階免除申請勧奨の実施

納付月数の増加目標

免除等申請受理目標

所得層

強制徴収対象（高所得）
 納付督促対象（中間所得）
 免除等申請勧奨対象（低所得）

未納月数

1 ~ 6	7 ~ 12	13 ~ 24
-------	--------	---------

② 納付督促の実施状況

(取組状況)

- 平成25年度の納付督促は、特別催告状による督促を中心に年金事務所と市場化テスト受託事業者がより一層の連携を図り取組を進めた。
- 職員による納付督促は、特別催告状送付者からの電話や来所による納付相談を優先的に対応したことにより平成24年度に職員が実施した督促件数を下回った。
- また、市場化テスト受託事業者による納付督促は、戸別訪問督促及び文書勧奨に力を入れて取り組んだことにより、戸別訪問督促及び文書勧奨の件数は増加し、電話納付督促の件数は減少している。

区 分	職員が実施			市場化テスト事業者等が実施※2			合 計		
	24年度 実施件数	25年度 実施件数	対前年度比	24年度 実施件数	25年度 実施件数	対前年度比	24年度 実施件数	25年度 実施件数	対前年度比
電話納付督促	53万件	46万件	86.8%	5,207万件	4,394万件	84.4%	5,260万件	4,439万件	84.4%
戸別訪問督促	144万件	93万件	64.6%	432万件	664万件	153.7%	575万件	757万件	131.7%
文書勧奨	3,656万件	3,151万件	86.2%	861万件	1,196万件	138.9%	4,517万件	4,347万件	96.2%
合 計	3,853万件	3,289万件	85.4%	6,500万件	6,254万件	96.2%	10,353万件	9,543万件	92.2%

※1 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

※2 平成24年度実施件数は、196事務所における、納付案内・勧奨事業者（平成24年10月から平成25年1月まで）による業務を含む。

③ 免除等の実施状況

- 市（区）町村から提供を受けた所得情報を活用し、免除等に該当すると思われる者に対して、申請勧奨文書（ターンアラウンド）を送付。その後、未申請の者の情報を市場化テスト受託事業者に提供し、電話や戸別訪問による再勧奨を実施した。
- こうした取組の結果、平成25年度における第1号被保険者数に占める全額免除者数の割合は、前年度を2.1ポイント上回った。

■第1号被保険者数及び全額免除者数等

	平成24年度		平成25年度		対前年度比	
	(A)	割合 (%)	(B)	割合 (%)	(B - A)	割合 (ポイント)
第1号被保険者数	1,834 万人	—	1,779 万人	—	△56 万人	—
全額免除者数等合計	587 万人	32.0%	606 万人	34.1%	19 万人	+ 2.1ポイント
法定免除者数	134 万人	7.3%	134 万人	7.5%	1 万人	+ 0.3ポイント
申請全額免除者数	239 万人	13.1%	249 万人	14.0%	10 万人	+ 1.0ポイント
学生納付特例者数	172 万人	9.4%	176 万人	9.9%	5 万人	+ 0.5ポイント
若年者納付猶予者数	42 万人	2.3%	46 万人	2.6%	4 万人	+ 0.3ポイント

(注1) 第1号被保険者数のうち任意加入者は除く。

(注2) 上記表中の「割合」は、第1号被保険者数に占める全額免除者数等の割合である。

(注3) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

④ 強制徴収の実施状況

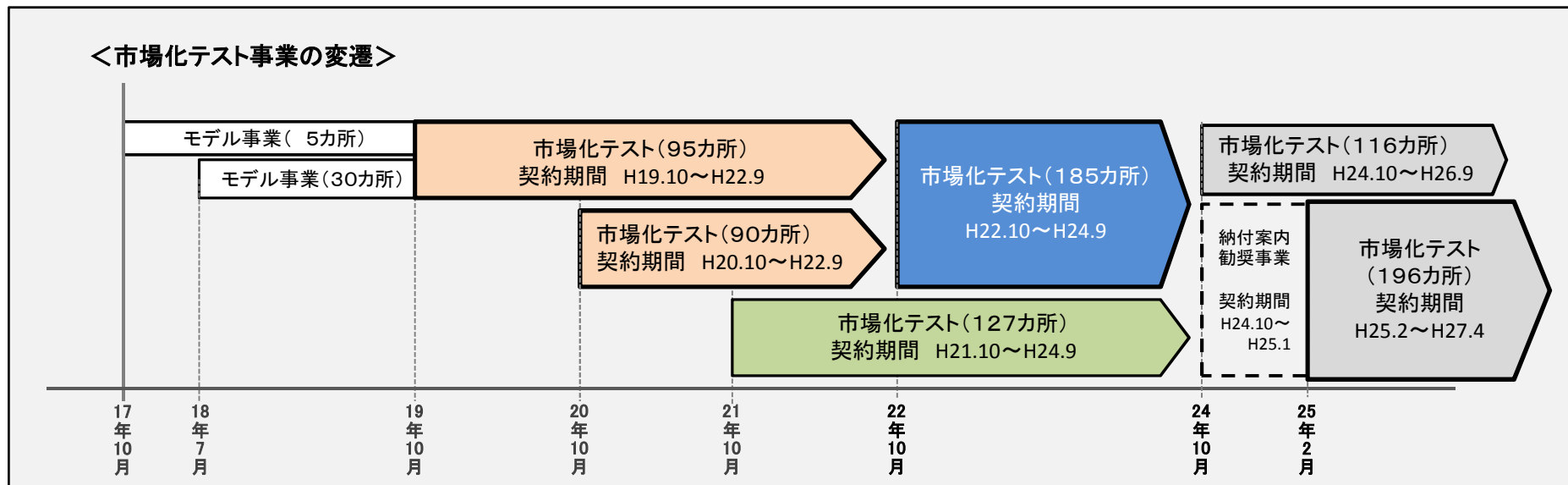
- 平成25年度の強制徴収の取組については、平成26年2月及び3月に強制徴収の取組強化を行うなど強制徴収の積極的な取り組みにより、最終催告状送付件数、督促状送付件数及び差押執行件数のすべてが平成24年度を大幅に上回った。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (A)	平成25年度 (B)	対前年度比 (B-A)	割合(%)
最終催告件数	17,131件	24,232件	30,045件	68,974件	78,030件	9,056件	+13.1%
督促件数	10,061件	10,583件	17,615件	34,046件	46,274件	12,228件	+35.9%
差押件数	3,092件	3,379件	5,012件	6,208件	10,476件	4,268件	+68.8%

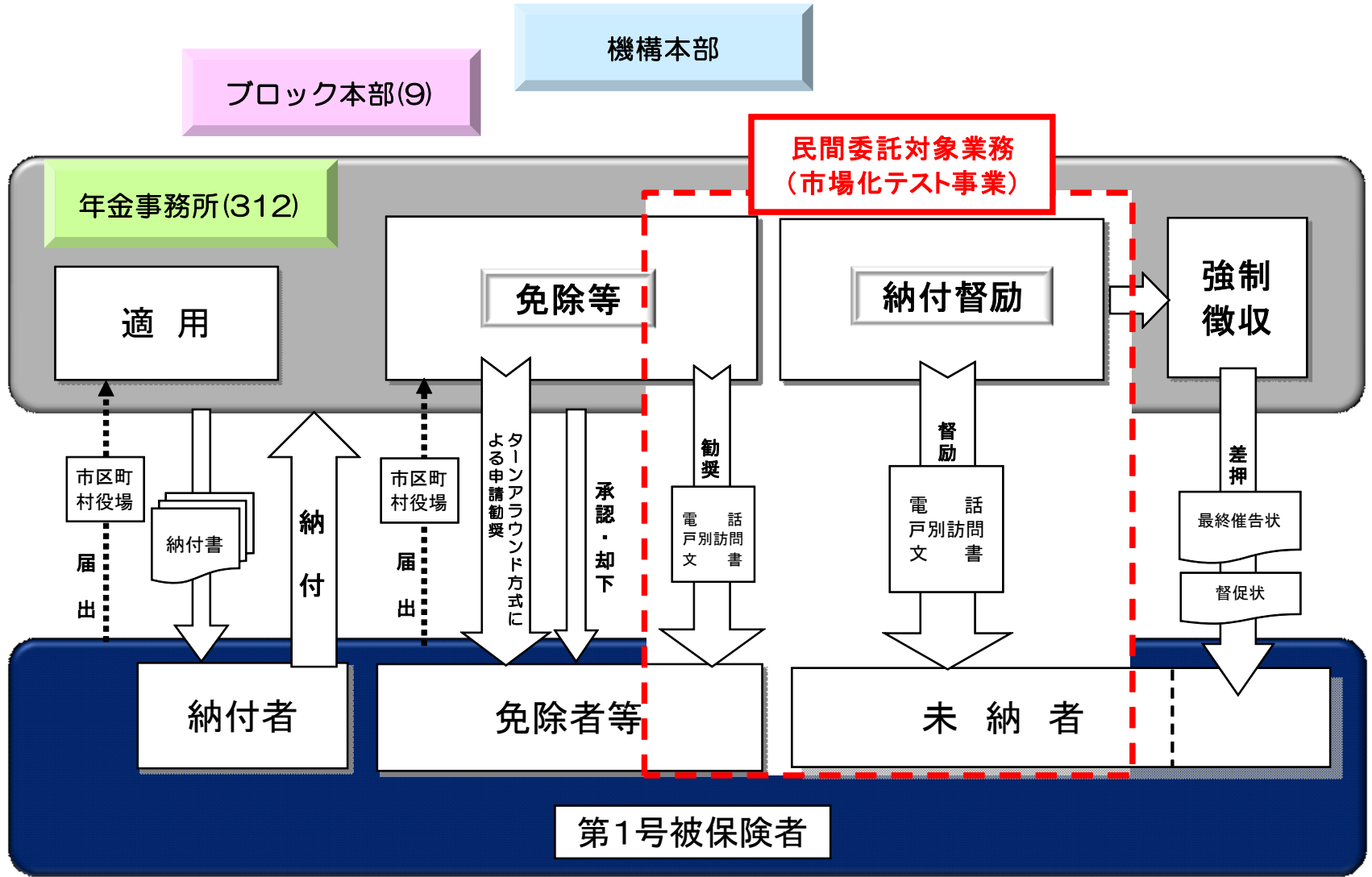
⑤ 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

1 概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する「市場化テストモデル事業」として、平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。
 なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」（平成22年10月からは「達成目標」という。）を設定。
- 平成18年 7月 ⇒ 30か所の社会保険事務所を追加し「市場化テストモデル事業」を実施。
- 平成19年10月 ⇒ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、95か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成20年10月 ⇒ 90か所の社会保険事務所を追加し合計185か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成21年10月 ⇒ 127か所の社会保険事務所を追加し全312社会保険事務所で実施。（免除等申請勧奨業務を追加）
- 平成22年10月 ⇒ 平成19年及び平成20年事業の契約更改に伴い、免除等申請勧奨業務を追加し185か所の年金事務所で実施。
- 平成24年10月 ⇒ 平成21年及び平成22年事業の契約更改に伴い、納付督促方法や頻度、達成目標、実施体制の強化等を見直し、全312年金事務所を対象に入札を実施。116年金事務所において事業者が決定したが、196年金事務所においては入札が不調に終わったため、緊急措置として平成24年10月から平成25年1月までの間「納付案内・勧奨事業」を実施。
- 平成25年 2月 ⇒ 入札が不調に終わった196年金事務所についての再入札を行った結果、平成25年2月から実施。



国民年金事業の概要図



2 実施状況

達成目標の達成状況 (平成25年度)

(1) 事務所別の達成目標の達成状況 (市場化テスト事業)

- 保険料の達成目標については、平成24年10月開始の事務所(116事務所)のうち、現年度及び過年度はすべての事務所において達成できていない。平成25年2月開始の事務所(196事務所)では、現年度は14事務所、過年度は46事務所達成している。
- 免除等の達成目標については、平成24年10月開始の事務所(116事務所)のうち、114事務所達成している。また、平成25年2月開始の事務所(196事務所)では、183事務所達成している。
- また、312事務所のうち、保険料及び免除等の達成目標のすべてを達成している事務所は、11事務所となっている。

	事務所数	現年度保険料		過年度保険料		免除等	
		達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成
平成24年度開始事業 (平成24年10月開始)	116	0事務所	116事務所	0事務所	116事務所	114事務所	2事務所
平成24年度開始事業 (平成25年2月開始)	196	14事務所	182事務所	46事務所	150事務所	183事務所	13事務所
合計	312	14事務所	298事務所	46事務所	266事務所	297事務所	15事務所

◇市場化テスト事業における達成目標等の考え方◇

<達成目標の設定の考え方>

- ① 現年度については、年金事務所ごとの前年度納付率(見込)に、毎年度一律の「加算率」を加えたものを目標納付率として、その目標納付率を達成するために必要な獲得月数を達成目標とした。
【加算率】… 平成24年度開始事業においては、日本年金機構中期計画に基づき、平成25年度までに「平成21年度納付率+1%」を目標として、契約期間中の毎年度の率を設定。(平成24年度開始事業：毎年度0.85%程度上積み)
- ② 過年度については、平成24年度開始事業においては1年目に3.0%程度、2年目に5.0%程度上積みすることを達成目標とした。

<最低水準の設定の考え方>

- ① 現年度については、年金事務所ごとの前年度納付率(見込)を達成するために必要な獲得月数を最低水準とした。
- ② 過年度については、現年度の納付率に対し、平成24年度開始事業においては1年目に2.8%程度、2年目に4.6%程度上積みすることを最低水準とした。

(2) 納付月数の達成目標の達成状況（市場化テスト事業）

- 市場化テスト受託事業者に対する達成目標（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況をみると、平成24年10月開始の事務所（116事務所）では82.5%であり、平成25年2月開始の事務所（196事務所）では90.3%である。
- 平成25年度全体でみた市場化テスト受託事業者に対する達成目標（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況は87.1%である。

平成24年度開始事業		事務所数	達成目標	最低水準	収納実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
現年度保険料	平成24年10月開始	116	3,958,917月	3,158,778月	3,192,347月	80.6%	101.1%
	平成25年2月開始	196	7,214,334月	5,840,383月	6,236,171月	86.4%	106.8%
	小計	312	11,173,251月	8,999,161月	9,428,518月	84.4%	104.8%
過年度保険料	平成24年10月開始	116	7,799,801月	6,045,077月	6,506,723月	83.4%	107.6%
	平成25年2月開始	196	9,949,496月	7,553,732月	9,257,624月	93.0%	122.6%
	小計	312	17,749,297月	13,598,809月	15,764,347月	88.8%	115.9%
現年度＋ 過年度保険料	平成24年10月開始	116	11,758,718月	9,203,855月	9,699,070月	82.5%	105.4%
	平成25年2月開始	196	17,163,830月	13,394,115月	15,493,795月	90.3%	115.7%
	小計	312	28,922,548月	22,597,970月	25,192,865月	87.1%	111.5%

(3) 免除等承認件数の達成目標の達成状況（市場化テスト事業）

- 市場化テスト受託事業者に対する達成目標の達成状況をみると、平成24年10月開始の事務所（116事務所）では114.3%、平成25年2月開始の事務所（196事務所）では108.6%である。

平成24年度開始事業	事務所数	達成目標	最低水準	獲得実績	達成率 (達成目標)	達成率 (最低水準)
平成24年10月開始	116	2,406,062件	2,317,625件	2,749,602件	114.3%	118.6%
平成25年2月開始	196	3,320,452件	3,170,733件	3,606,533件	108.6%	113.7%
合計	312	5,726,514件	5,488,358件	6,356,135件	111.0%	115.8%

督促の実施状況

- 市場化テスト受託事業者による督促総件数は、対前年度比で約246万件減少している。
- 督促区分別では、平成25年度においては、戸別訪問督促及び文書勧奨に力を入れて取り組んだことにより、戸別訪問督促及び文書勧奨の件数は増加し、電話納付督促の件数は減少している。

区 分	24年度	25年度	対前年度比
	実施件数※2	実施件数	
電話納付督促	5,207万件	4,394万件	84.4%
戸別訪問督促	432万件	664万件	153.7%
文書勧奨	861万件	1,196万件	138.9%
合計	6,500万件	6,254万件	96.2%

※1 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

※2 平成24年度実施件数は、196事務所における、納付案内・勧奨事業者（平成24年10月から平成25年1月まで）による業務を含む。

⑥ その他の状況

口座振替納付の利用促進

- 口座振替による早期納付を行うことにより保険料の割引が適用される「口座振替前納割引制度」、「口座振替早期割引制度」の周知と利用勧奨を実施したが、第1号被保険者の減少に伴い、口座振替納付者数は427万人となり、伸びはみられなかったものの、口座振替利用率は35.6%（対前年度比0.3ポイント）と増加している。

	平成24年度	平成25年度	対前年度比
口座振替納付者数	451万人	427万人	△24万人
口座振替利用率	35.3%	35.6%	+0.3ポイント

クレジットカード納付の導入

- 平成20年2月からクレジットカードによる保険料納付の受付を開始し、納付方法の選択肢の拡大を図った。平成25年度における利用者は21万人であり、利用者は確実に増加している。

	平成24年度	平成25年度	対前年度比
クレジットカード納付者数	20万人	21万人	+1万人
クレジットカード利用率	1.5%	1.8%	+0.2ポイント

コンビニ・電子納付の利用促進

- 平成25年度のコンビニエンスストアでの保険料納付の利用件数は、1,438万件（対前年度比123万件増）、収納月数は2,506万月（対前年度比259万月増）となっており、全納付保険料の30%を占めた。

また、インターネットバンキング等による電子納付の利用件数は、42万件（対前年度比1万件増）、収納月数は126万月（対前年度比3万月増）となり、昨年度と比較して利用者の増加傾向が見受けられる。

	平成24年度	平成25年度	対前年度比		平成24年度	平成25年度	対前年度比
コンビニ納付利用件数	1,316万件	1,438万件	+123万件	電子納付利用件数	41万件	42万件	+1万件
コンビニ納付収納月数	2,247万月	2,506万月	+259万月	電子納付収納月数	123万月	126万月	+3万月

平成 25 年度の国民年金の加入・保険料納付状況

【 目 次 】

I 平成 25 年度の被保険者の状況	
1 国民年金被保険者の動向	1
2 第 1 号被保険者の動向	
(1) 第 1 号被保険者の資格取得者数の状況	2
(2) 第 1 号被保険者の年齢構成の変化	2
II 平成 25 年度の保険料納付状況	
1 保険料納付状況	
(1) 納付率等の推移	3
(2) 納付月数の推移	4
(3) 年齢階級別の納付率	5
(4) 免除状況別の納付率	6
2 現年度分納付率の変化に係る分析	
(1) 被保険者属性別の納付率の変化	7
(2) 納付率の変化の影響度	8
III 地域別の保険料納付状況	
(1) 都道府県別の保険料納付状況	9
(2) 市区町村規模別の保険料納付状況	11
(参考) 都道府県別全額免除割合の変化	12

平成 26 年 6 月

厚生労働省年金局

I 平成 25 年度の被保険者の状況

1 国民年金被保険者の動向

- 第 1 号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、平成 25 年度末現在で 1,805 万人と、前年度末と比べ 58 万人減少している。
- そのうち法定免除者数及び申請全額免除者数は平成 25 年度末現在でそれぞれ 134 万人及び 249 万人となっており、前年度末と比べそれぞれ 1 万人及び 10 万人増加している。
- 平成 25 年度末の納付対象者数は 1,199 万人となっており、前年度末と比べ 77 万人減少している。
- なお、一部免除者数は平成 25 年度末現在で 59 万人となっており、前年度末と比べ 11 万人増加している。

表 1 国民年金被保険者数の動向

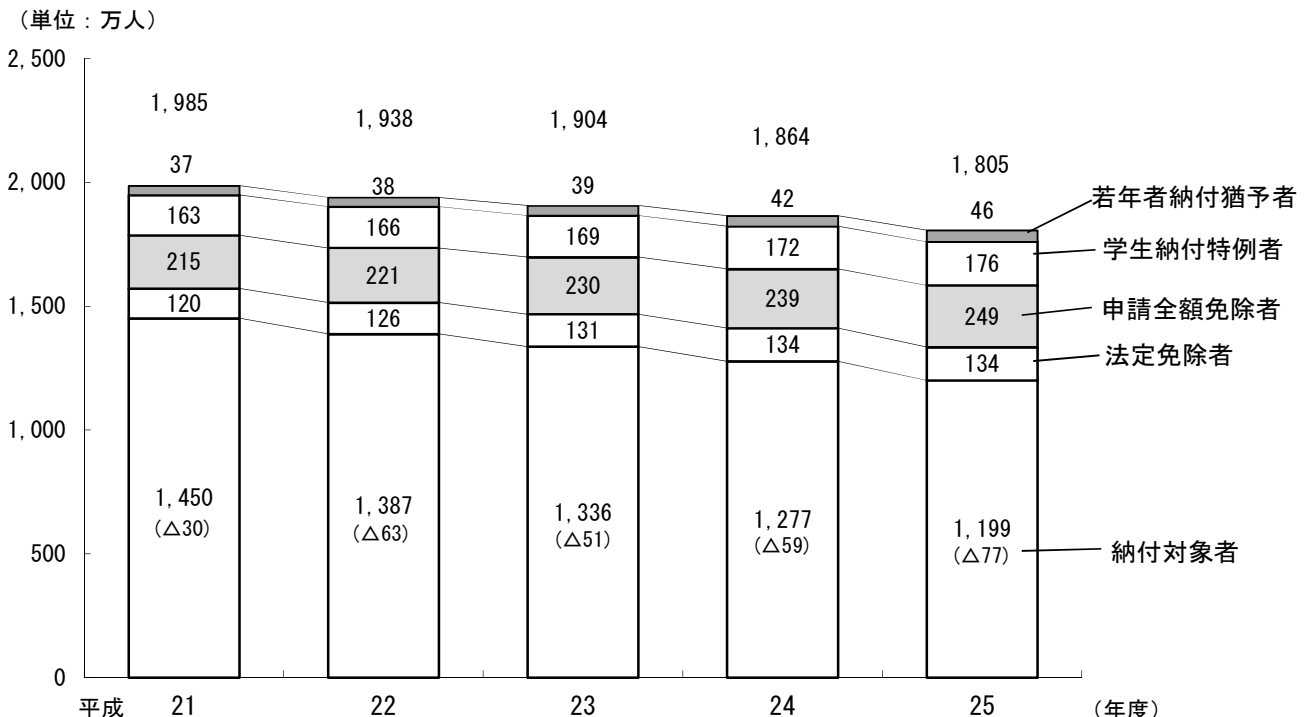
	第 1 号被保険者 (任意加入を含む)	第 1 号被保険者										任意加入被保険者	被用者年金被保険者 (第 2 号被保険者等)	厚生年金保険	第 3 号被保険者
		(再掲) 全額免除者	(再掲) 一部免除者				任意加入被保険者								
			法定免除者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者		申請3/4免除者	申請半額免除者	申請1/4免除者					
平成21年度	1,985	1,951	535	120	215	163	37	47	25	16	7	34	3,868	3,425	1,021
22	1,938	1,904	551	126	221	166	38	44	24	14	6	34	3,883	3,441	1,005
23	1,904	1,872	568	131	230	169	39	46	25	14	6	33	3,892	3,451	978
24	1,864	1,834	587	134	239	172	42	48	26	15	7	29	3,912	3,472	960
25	1,805	1,779	606	134	249	176	46	59	30	19	9	27	(3,967)	3,527	945

(年度末現在、単位：万人)

注 1 「被用者年金被保険者」は、国民年金第 2 号被保険者のほか、65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者を含む。

注 2 被用者年金被保険者欄の () 内の数字は、共済組合の加入者数を平成 24 年度末実績とした場合の暫定値である。

図 1 第 1 号被保険者数の推移



注 1 納付対象者は、第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）から法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年者納付猶予者を除いたものである。したがって、一部免除者は納付対象者に含んでいる。

注 2 納付対象者の () 内の数字は対前年度差である。

2 第1号被保険者の動向

(1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況

- 平成25年度の資格取得者の第1号被保険者に対する割合は27.9%となっている。
- 第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多い。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：万人)

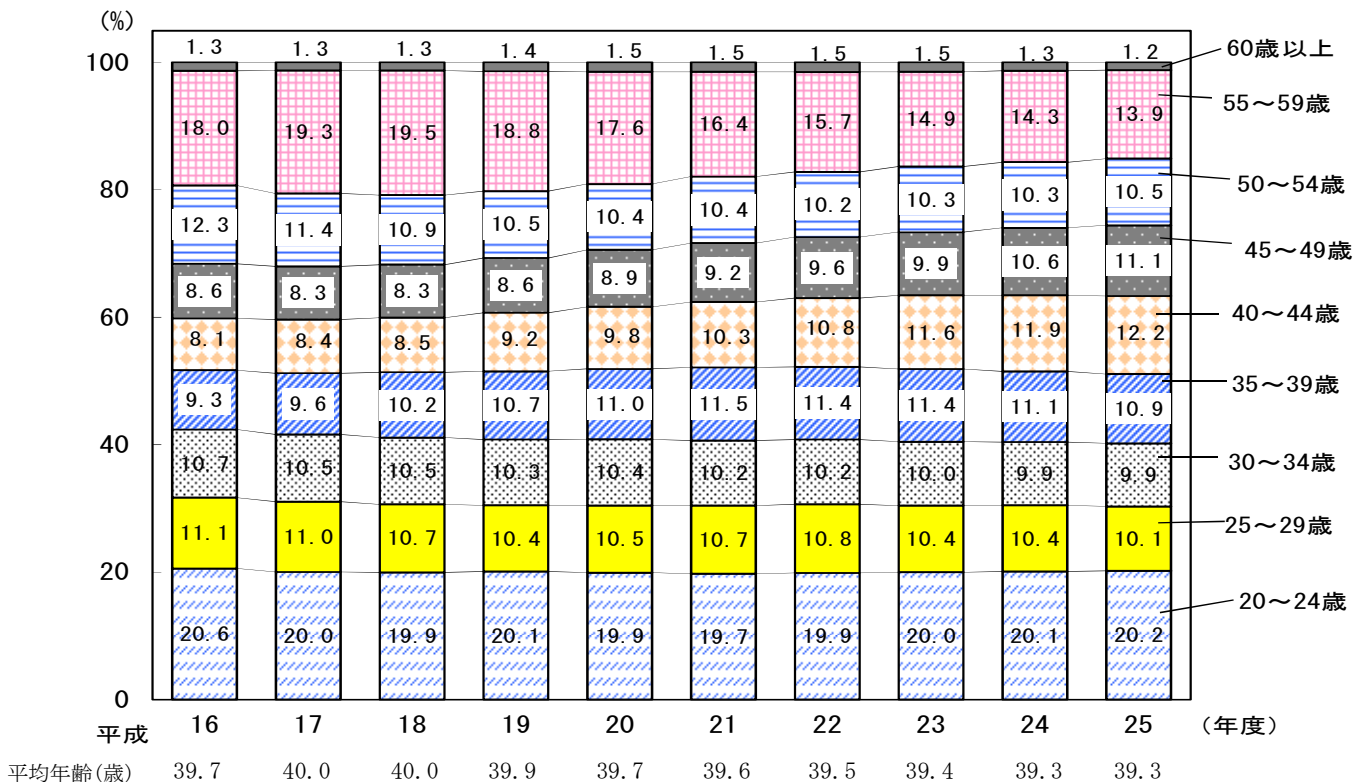
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者等	第3号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成21年度	1,985	510	25.7	321	72	105	54	51
22	1,938	464	23.9	283	65	105	55	50
23	1,904	472	24.8	282	77	106	57	49
24	1,864	480	25.8	302	66	104	56	49
25	1,805	505	27.9	323	80	103	53	50

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成25年度の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が20.2%と最も高く、次に55～59歳が13.9%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

注2 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

II 平成 25 年度の保険料納付状況

1 保険料納付状況

(1) 納付率等の推移

- 平成 25 年度中に納付された現年度分保険料についてみると、納付対象月数が前年度に比べ 793 万月 (5.2%) の減少、納付月数が 193 万月 (2.1%) の減少となった結果、納付率は 60.89% となり、前年度の 58.99% から 1.90 ポイントの上昇となった。
- 平成 23 年度分保険料の最終納付率は 65.08% となり、前々年度の 58.64% から 6.44 ポイント伸びている。

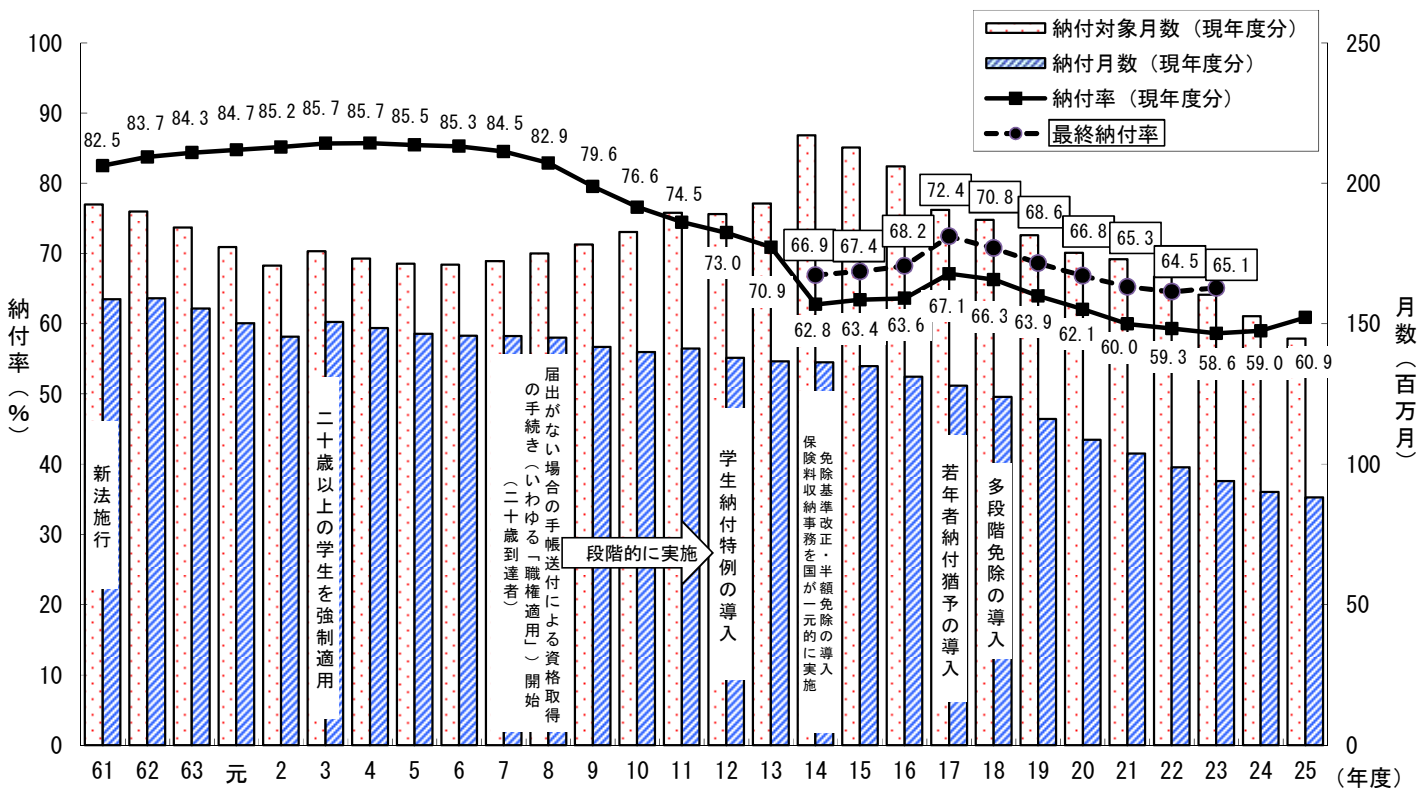
表 3 納付対象月数及び納付月数の推移 (現年度分)

(単位：万月)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
納付対象月数	17,308 (△ 1.2)	16,679 (△ 3.6)	16,042 (△ 3.8)	15,274 (△ 4.8)	14,481 (△ 5.2)
納付月数	10,381 (△ 4.5)	9,893 (△ 4.7)	9,407 (△ 4.9)	9,010 (△ 4.2)	8,817 (△ 2.1)

注 納付対象月数及び納付月数の () 内数値は、対前年度比 (%) である。

図 3 納付率等の推移



注 1 $\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

注 2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度以前については把握していない。

表4 現年度分及び過年度分を加えた納付率の推移

(単位：%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
平成21年度分保険料	59.98	63.24 (3.25)	65.26 (2.02)		
平成22年度分保険料		59.31	62.20 (2.89)	64.55 (2.35)	
平成23年度分保険料			58.64	62.55 (3.91)	65.08 (2.53)
平成24年度分保険料				58.99	63.46 (4.47)
平成25年度分保険料					60.89

注1 各年度末時点で把握した当該年度分の納付率である。

注2 ()内は前年度からの伸びである。

表5 納付対象月数及び納付月数の推移(過年度分含む)

(単位：万月)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
平成21年度分保険料	納付対象月数	17,308	17,296	17,428		
	納付月数	10,381	10,937	11,373		
平成22年度分保険料	納付対象月数		16,679	16,685	16,776	
	納付月数		9,893	10,379	10,829	
平成23年度分保険料	納付対象月数			16,042	15,921	16,041
	納付月数			9,407	9,959	10,439
平成24年度分保険料	納付対象月数				15,274	15,204
	納付月数				9,010	9,648
平成25年度分保険料	納付対象月数					14,481
	納付月数					8,817

注. 各年度末時点で把握した当該年度分の納付対象月数及び納付月数である。

(2) 納付月数の推移

○ 平成25年度中に納付された保険料(現年度分及び過年度分)は9,935万月分(対前年度比 Δ 0.8%)であり、そのうち当年度分は8,817万月分(対前年度比 Δ 2.1%)、過年度分は1,118万月分(対前年度比+11.6%)となっている。

表6 納付月数の推移

(単位：万月)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	対前年度比 (%)
総納付月数	11,315	10,841	10,329	10,012	9,935	Δ 0.8
現年度分納付月数	10,381	9,893	9,407	9,010	8,817	Δ 2.1
過年度分納付月数	934	948	921	1,002	1,118	11.6
前年度分	515	556	486	552	638	15.7
前々年度分	419	392	435	450	480	6.7

(3) 年齢階級別の納付率

- 平成25年度の納付率を5歳階級別にみると、おおむね年齢が若いほど低くなっている。また、前年度と比較すると、すべての年齢階級において納付率が上昇している。
- コーホート別に納付率をみると、平成2年度に生まれた者が低くなっているのを除き、上昇している。

図4 年齢階級別納付率（現年度分）

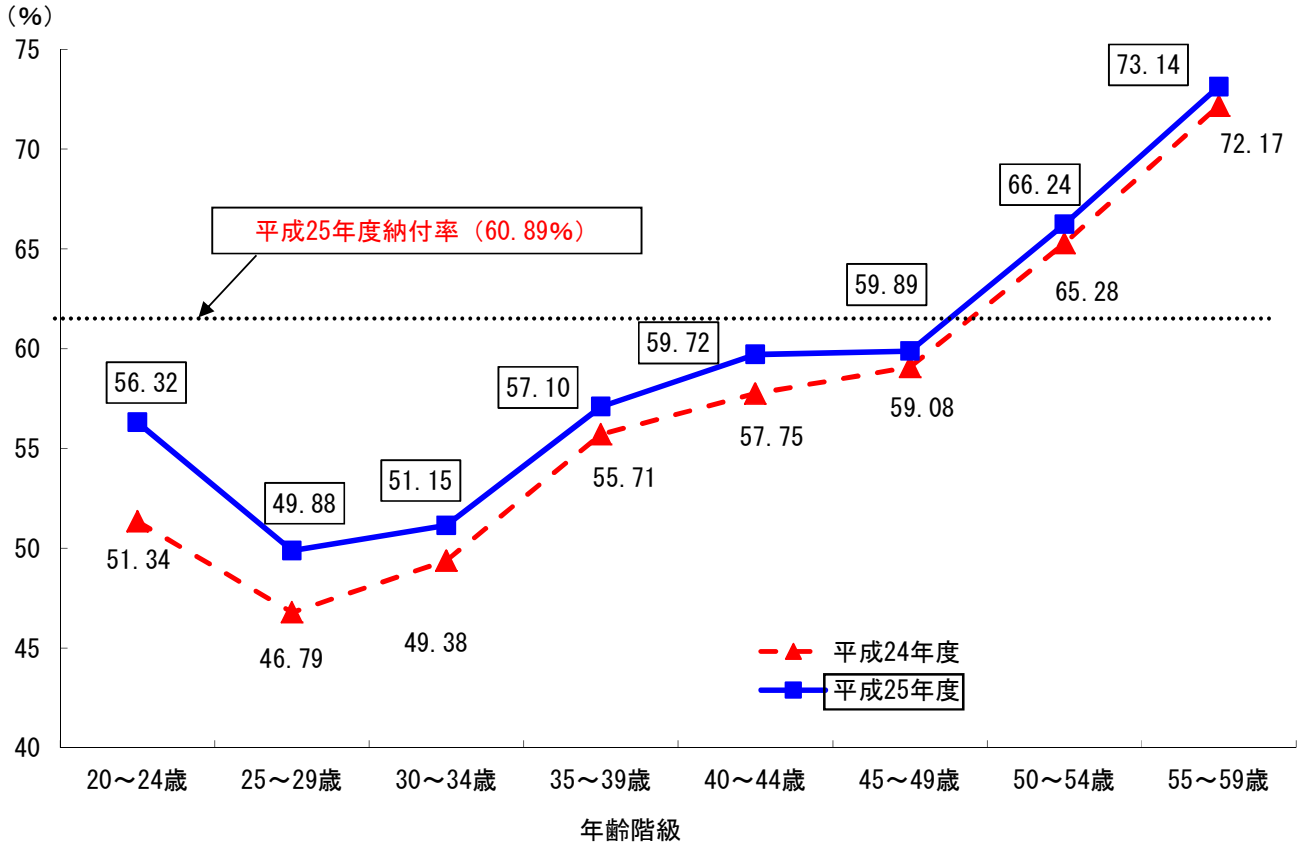
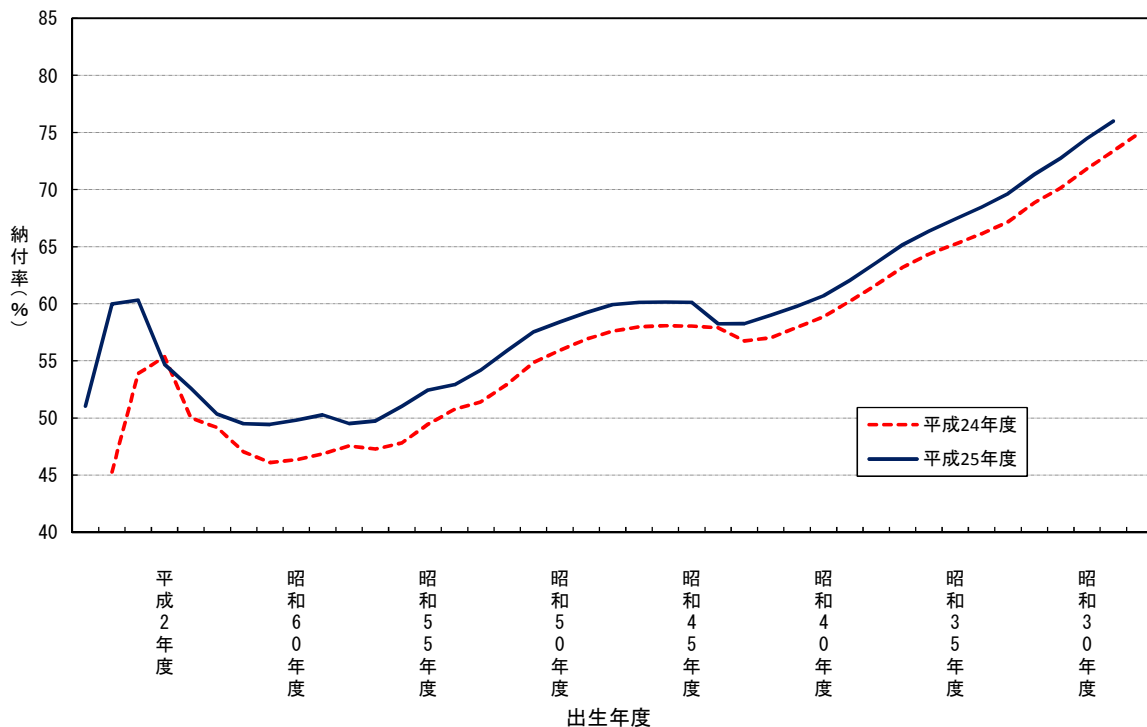


図5 コーホート別納付率（現年度分）



(4) 免除状況別の納付率

- 平成25年度における定額保険料納付に係る納付率は62.29%と、前年度に比べ2.33ポイントの上昇となっている。
- 平成25年度の一部免除された保険料に係る納付率は36.44%となっており、前年度に比べ1.46ポイント低下している。

表7 免除状況別納付率の推移（現年度分）

		総数	定額保険料 納付	一部免除 合計	3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
平成21年度	納付対象月数 (万月)	17,308	16,642	666	344	222	100
	納付月数 (万月)	10,381	10,145	236	138	76	22
	納付率(%)	59.98	60.96	35.41	39.94	34.22	22.44
平成22年度	納付対象月数 (万月)	16,679	16,065	614	332	197	85
	納付月数 (万月)	9,893	9,654	239	144	72	22
	納付率(%)	59.31	60.09	38.88	43.40	36.80	26.03
平成23年度	納付対象月数 (万月)	16,042	15,415	628	340	200	88
	納付月数 (万月)	9,407	9,169	238	147	70	22
	納付率(%)	58.64	59.48	37.98	43.17	34.95	24.82
平成24年度	納付対象月数 (万月)	15,274	14,606	668	357	212	99
	納付月数 (万月)	9,010	8,757	253	156	73	24
	納付率(%)	58.99	59.95	37.90	43.83	34.29	24.28
平成25年度	納付対象月数 (万月)	14,481	13,696	785	403	252	130
	納付月数 (万月)	8,817	8,531	286	175	82	30
	納付率(%)	60.89	62.29	36.44	43.40	32.41	22.70

注 「定額保険料納付」とは、納付対象月数のうち一部免除（3/4免除、半額免除、1/4免除）以外のもの、すなわち、年度ごとに決められる定額保険料を全額納付すべき月数に係るものである。

2 現年度分納付率の変化に係る分析

(1) 被保険者属性別の納付率の変化

平成25年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、次のとおり。

- 納付対象月数が全体の約7割を占める、「2年間引き続き第1号被保険者であって、両年度とも納付対象月のある者」の平成25年度の納付率は62.75%となっており、前年度と比べて2.21ポイント上昇している。
- 「24年度は全額免除で、25年度は納付対象月がある者」や「20歳に到達した者」のうち「手帳送付者」の納付率は低くなっている。

図6 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

平成24年度の状況（納付率 58.99%）

平成25年度の状況（納付率 60.89%）

1号資格喪失者	24年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 76.10%（納付対象月 300万月）	平成24年度のみ 納付対象月がある者		
	その他平成24年度中に資格喪失した者 納付率 58.29%（納付対象月 1,259万月）			
24年度は納付対象月があり、25年度は全額免除の者	申請全額免除者 納付率 16.15%（納付対象月 212万月）			
	学生納付特例者等 納付率 16.65%（納付対象月 256万月）			
両年度とも納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 60.54%（納付対象月 10,688万月）	平成25年度のみ 納付対象月がある者	⇒	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 62.75%（納付対象月 10,519万月）
	25年度中に60歳に到達した者 納付率 76.33%（納付対象月 512万月）			25年度中に60歳に到達した者 納付率 79.61%（納付対象月 282万月）
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 54.21%（納付対象月 2,046万月）			その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 60.14%（納付対象月 1,907万月）
				24年度は全額免除で、25年度は納付対象月がある者
				申請全額免除者 納付率 31.55%（納付対象月 244万月）
				学生納付特例者等 納付率 45.81%（納付対象月 249万月）
				20歳に到達した者 納付率 52.73%（納付対象月 221万月）
				手帳送付者 納付率 27.90%（納付対象月 125万月）
				それ以外の者 納付率 85.18%（納付対象月 96万月）
				2号からの移行者等 納付率 57.52%（納付対象月 625万月）
				3号からの移行者 納付率 73.83%（納付対象月 176万月）
				その他 納付率 18.63%（納付対象月 259万月）

注 「20歳に到達した者」のうち、「手帳送付者」とは、加入届が未届である者に対して、手帳送付による資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）をした者であり、「それ以外の者」とは、自ら届出を行い被保険者となった者である。

(2) 納付率の変化の影響度

平成25年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化1.90ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、次のとおりとなっている。

- 2年間引き続き第1号被保険者である者による影響 . . . +1.65ポイント
- 24年度は申請全額免除者で、25年度に納付対象月がある者による影響 . . . Δ0.46ポイント
- 24年度は学生納付特例者等で、25年度に納付対象月がある者による影響 . . . Δ0.23ポイント

表8 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計				Δ 0.55	2.45	1.90
被 保 険 者 属 性	平成24年度のみ 納付対象月がある者	1号資格喪失者	24年度中に60歳に到達した者	Δ 0.34	.	Δ 0.34
			その他24年度中に資格喪失した者	0.06	.	0.06
		24年度は納付対象月があり、 25年度は全額免除の者	申請全額免除者	0.59	.	0.59
			学生納付特例者等	0.71	.	0.71
	両年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.04	1.61	1.65
		25年度中に60歳に到達した者		Δ 0.24	0.06	Δ 0.18
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		0.01	0.78	0.79
	平成25年度のみ 納付対象月がある者	24年度は全額免除で、 25年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	Δ 0.46	.	Δ 0.46
			学生納付特例者等	Δ 0.23	.	Δ 0.23
		新規資格取得者	20歳に到達した者	Δ 0.10	.	Δ 0.10
			2号からの移行者等	Δ 0.06	.	Δ 0.06
			3号からの移行者	0.18	.	0.18
その他			Δ 0.72	.	Δ 0.72	

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成25年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度）の変化（1.90ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

Ⅲ 地域別の保険料納付状況

(1) 都道府県別の保険料納付状況

- 平成25年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、島根、新潟、山形となっている。反対に低かった下位3府県は、沖縄、大阪、埼玉となっている。
- 前年度の納付率との変化に着目すると、全ての都道府県で上昇している。
- 納付率の上昇幅が大きかった上位3府県は、京都、沖縄、奈良となっている。

表9 都道府県別納付率（現年度分）の変化

都道府県	平成24年度（現年度分）				平成25年度（現年度分）						全国の納付率の変化に対する影響度	
	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)		対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)		納付率の変化 (%)		順位	順位
			順位	順位			順位	順位				
全 国	15,274	9,010	58.99		14,481	8,817	60.89		1.90		1.90	
北海道	599	353	58.89	33	564	341	60.36	33	1.47	35	0.06	10
青森県	165	96	57.91	36	153	91	59.81	36	1.90	18	0.02	25
岩手県	139	93	66.64	12	129	88	67.89	12	1.25	43	0.01	41
宮城県	277	163	58.67	34	262	158	60.34	34	1.67	25	0.03	16
秋田県	108	74	68.74	7	99	69	69.93	8	1.19	44	0.01	46
山形県	121	85	69.89	5	113	81	71.66	3	1.77	22	0.01	35
福島県	210	129	61.52	28	199	126	63.12	28	1.60	30	0.02	23
茨城県	406	229	56.23	41	382	222	58.25	43	2.02	12	0.05	11
栃木県	261	148	56.84	39	245	143	58.47	40	1.63	29	0.03	18
群馬県	259	160	61.82	27	244	154	62.96	29	1.14	45	0.02	27
埼玉県	977	543	55.53	44	936	533	56.91	45	1.38	39	0.09	7
千葉県	817	464	56.80	40	771	455	59.04	39	2.24	9	0.12	4
東京都	2,002	1,106	55.23	45	1,929	1,103	57.18	44	1.95	16	0.25	1
神奈川県	1,175	676	57.55	37	1,133	674	59.53	38	1.97	15	0.15	3
新潟県	241	172	71.40	2	225	164	72.87	2	1.48	34	0.02	26
富山県	104	73	69.89	4	98	70	71.55	4	1.66	26	0.01	39
石川県	121	84	69.47	6	114	81	71.31	6	1.84	21	0.01	30
福井県	79	55	70.34	3	74	53	71.44	5	1.09	47	0.01	47
山梨県	108	70	64.75	17	102	68	66.67	17	1.92	17	0.01	32
長野県	242	163	67.44	10	230	158	68.97	10	1.53	32	0.02	20
岐阜県	245	167	68.18	8	233	163	70.04	7	1.86	20	0.03	15
静岡県	447	284	63.53	20	426	277	65.01	21	1.48	33	0.04	13
愛知県	883	554	62.73	23	848	549	64.72	22	1.99	13	0.12	5
三重県	205	137	66.97	11	195	134	68.61	11	1.64	28	0.02	22
滋賀県	148	97	65.67	15	142	95	67.06	16	1.38	38	0.01	29
京都府	298	182	61.10	29	283	183	64.52	24	3.41	1	0.07	9
大阪府	1,081	536	49.61	46	1,018	528	51.85	46	2.25	8	0.16	2
兵庫県	613	353	57.53	38	583	349	59.73	37	2.20	10	0.09	6
奈良県	161	101	62.37	25	151	98	65.43	19	3.07	3	0.03	14
和歌山県	118	80	67.86	9	112	77	69.31	9	1.46	37	0.01	37
鳥取県	58	37	64.49	18	54	36	66.47	18	1.98	14	0.01	44
島根県	59	42	71.58	1	55	41	73.35	1	1.77	23	0.01	45
岡山県	184	116	63.01	21	177	113	64.11	27	1.10	46	0.01	31
広島県	293	187	63.86	19	278	182	65.20	20	1.34	41	0.03	19
山口県	133	88	65.98	14	125	84	67.25	15	1.28	42	0.01	38
徳島県	78	49	62.61	24	73	47	64.20	26	1.58	31	0.01	43
香川県	99	64	64.79	16	93	63	67.58	14	2.79	4	0.02	28
愛媛県	143	94	66.28	13	134	91	67.74	13	1.46	36	0.01	33
高知県	80	49	62.10	26	74	48	64.61	23	2.51	6	0.01	34
福岡県	519	290	55.89	42	485	283	58.31	41	2.42	7	0.08	8
佐賀県	90	56	62.76	22	84	54	64.41	25	1.66	27	0.01	42
長崎県	159	88	55.60	43	146	85	58.28	42	2.68	5	0.03	17
熊本県	206	126	61.05	30	191	120	62.93	30	1.88	19	0.02	21
大分県	103	62	60.29	31	97	60	61.99	31	1.70	24	0.01	36
宮崎県	119	71	59.70	32	111	68	61.05	32	1.35	40	0.01	40
鹿児島県	162	94	58.17	35	149	90	60.26	35	2.09	11	0.02	24
沖縄県	178	69	38.49	47	162	67	41.70	47	3.21	2	0.05	12

注 「全国の納付率の変化に対する影響度」は、当該都道府県の納付対象月数の変化及び当該都道府県における納付率の変化が、全国の平成25年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（+1.90ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

表10 都道府県別の保険料納付状況

都道府県	平成25年度分 (現年度分)		過年度分を加えた納付率及び前年度からの伸び							
			平成24年度分				平成23年度分			
	納付率 (%)	順位	納付率 (%)	順位	前年度からの伸び		納付率 (%)	順位	前年度からの伸び	
					(ポイント)	順位			(ポイント)	順位
全 国	60.89		63.46		4.47		65.08		2.53	
北海道	60.36	33	63.26	33	4.37	24	64.30	34	1.90	42
青森県	59.81	36	62.46	36	4.55	13	63.29	39	2.62	8
岩手県	67.89	12	71.13	11	4.49	14	72.57	10	2.40	18
宮城県	60.34	34	63.94	32	5.27	3	65.94	31	2.66	6
秋田県	69.93	8	73.15	7	4.41	21	74.27	7	2.24	28
山形県	71.66	3	74.51	3	4.62	11	75.77	3	2.63	7
福島県	63.12	28	66.88	24	5.36	2	67.78	25	2.44	16
茨城県	58.25	43	60.37	41	4.14	30	62.22	42	2.56	12
栃木県	58.47	40	60.78	40	3.94	40	62.29	40	2.39	19
群馬県	62.96	29	65.90	29	4.08	34	67.63	27	2.03	38
埼玉県	56.91	45	59.87	44	4.34	25	62.27	41	2.60	10
千葉県	59.04	39	61.47	39	4.67	8	63.59	37	2.76	5
東京都	57.18	44	59.98	43	4.75	6	62.15	43	3.12	2
神奈川県	59.53	38	62.31	37	4.75	5	64.26	35	3.06	3
新潟県	72.87	2	75.52	2	4.12	31	76.40	2	2.07	37
富山県	71.55	4	74.29	4	4.40	22	75.30	4	2.60	9
石川県	71.31	6	73.90	6	4.43	19	74.48	6	2.48	14
福井県	71.44	5	74.21	5	3.87	42	75.24	5	1.88	43
山梨県	66.67	17	68.72	18	3.97	38	70.02	18	2.20	30
長野県	68.97	10	71.49	10	4.05	36	73.43	9	1.92	41
岐阜県	70.04	7	72.55	8	4.37	23	73.46	8	2.58	11
静岡県	65.01	21	67.68	20	4.15	28	69.20	21	2.37	20
愛知県	64.72	22	67.29	21	4.56	12	68.54	22	2.81	4
三重県	68.61	11	70.73	12	3.75	45	71.40	12	2.30	25
滋賀県	67.06	16	69.67	15	4.00	37	70.92	14	2.27	26
京都府	64.52	24	66.82	25	5.72	1	67.63	28	3.32	1
大阪府	51.85	46	54.05	46	4.44	17	55.85	46	2.45	15
兵庫県	59.73	37	62.15	38	4.62	10	63.58	38	2.37	21
奈良県	65.43	19	67.07	23	4.70	7	68.33	23	2.36	22
和歌山県	69.31	9	71.49	9	3.64	46	72.29	11	1.71	47
鳥取県	66.47	18	68.95	17	4.46	15	70.11	17	2.13	33
島根県	73.35	1	75.69	1	4.11	32	77.11	1	2.13	34
岡山県	64.11	27	67.10	22	4.09	33	69.38	20	2.42	17
広島県	65.20	20	68.00	19	4.14	29	69.76	19	2.12	35
山口県	67.25	15	69.80	14	3.82	43	71.17	13	2.11	36
徳島県	64.20	26	66.43	28	3.81	44	67.60	29	2.01	39
香川県	67.58	14	69.45	16	4.66	9	70.31	16	2.25	27
愛媛県	67.74	13	70.17	13	3.89	41	70.70	15	1.78	46
高知県	64.61	23	66.53	27	4.43	18	67.69	26	2.19	31
福岡県	58.31	41	60.30	42	4.41	20	61.11	44	1.96	40
佐賀県	64.41	25	66.70	26	3.94	39	68.14	24	1.86	44
長崎県	58.28	42	59.66	45	4.06	35	61.09	45	2.14	32
熊本県	62.93	30	65.30	30	4.25	27	66.61	30	2.30	24
大分県	61.99	31	62.93	34	2.65	47	65.26	32	1.81	45
宮崎県	61.05	32	64.16	31	4.46	16	64.91	33	2.21	29
鹿児島県	60.26	35	62.49	35	4.31	26	63.70	36	2.35	23
沖縄県	41.70	47	43.54	47	5.05	4	45.09	47	2.54	13

(2) 市区町村規模別の保険料納付状況

- 平成 25 年度分保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、納付率は町村が最も高く、政令指定都市及び東京 23 区で低い傾向が見られる。
- 市区町村の規模別に納付率の前年度末からの変化をみると、政令指定都市で 2.08 ポイント上昇、東京 23 区で 1.89 ポイント上昇、その他の市で 1.88 ポイント上昇、町村で 1.88 ポイント上昇し、全ての市区町村規模で上昇している。

表 1 1 市区町村の規模別納付率の変化

	平成24年度 (現年度分)			平成25年度 (現年度分)			平成24年度から 25年度の変化		
	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数 の変化率 (%)	納付月数 の変化率 (%)	納付率 の差 (ポイント)
全 国 合 計	15,274	9,010	58.99	14,481	8,817	60.89	△ 5.2	△ 2.1	1.90
政令指定都市	3,247	1,799	55.41	3,100	1,782	57.49	△ 4.5	△ 0.9	2.08
東 京 23 区	1,415	767	54.25	1,368	768	56.14	△ 3.3	0.1	1.89
そ の 他 の 市	9,216	5,541	60.12	8,715	5,403	62.00	△ 5.4	△ 2.5	1.88
町 村	1,396	903	64.68	1,298	864	66.56	△ 7.0	△ 4.3	1.88

(参考) 都道府県別全額免除割合の変化

	全額免除割合			(参考) 一部免除割合	
	平成24年度①	平成25年度②	差(②-①)	平成24年度	平成25年度
全 国	32.0	34.1	2.1	2.6	3.3
北海道	39.5	40.6	1.2	3.9	4.4
青森県	39.1	40.7	1.7	5.3	5.8
岩手県	34.3	35.4	1.1	4.2	5.3
宮城県	32.4	33.6	1.2	3.4	4.3
秋田県	37.4	38.6	1.2	4.5	5.5
山形県	31.1	32.4	1.3	3.8	4.9
福島県	36.1	36.8	0.7	3.0	3.8
茨城県	28.1	30.0	1.9	2.4	2.9
栃木県	28.2	30.3	2.1	2.3	3.2
群馬県	27.9	29.4	1.4	2.6	3.3
埼玉県	25.6	27.7	2.1	1.8	2.3
千葉県	25.4	28.1	2.7	1.5	2.0
東京都	24.1	26.4	2.3	1.5	2.1
神奈川県	25.6	27.4	1.8	1.5	2.2
新潟県	32.1	33.6	1.5	2.8	3.2
富山県	27.3	29.2	1.9	1.7	2.0
石川県	32.0	34.0	2.0	2.9	3.4
福井県	30.8	33.0	2.1	2.8	3.3
山梨県	30.8	33.5	2.7	3.3	4.3
長野県	28.2	30.1	1.9	2.4	2.6
岐阜県	27.4	29.2	1.8	2.3	3.2
静岡県	26.2	28.0	1.8	1.9	2.7
愛知県	26.8	28.6	1.7	2.1	2.8
三重県	29.0	31.0	2.0	2.0	2.9
滋賀県	32.4	34.6	2.1	2.2	2.7
京都府	37.6	40.3	2.7	2.6	3.8
大阪府	36.6	39.9	3.3	2.7	3.4
兵庫県	36.1	38.4	2.3	2.8	3.7
奈良県	36.7	39.7	3.0	2.5	3.2
和歌山県	39.0	40.4	1.4	3.0	3.7
鳥取県	38.3	40.0	1.8	4.1	4.5
島根県	36.3	38.0	1.7	3.4	3.7
岡山県	36.5	38.2	1.7	3.1	3.6
広島県	34.7	36.4	1.6	2.5	2.8
山口県	37.0	38.1	1.1	3.4	4.2
徳島県	41.0	43.3	2.3	2.8	3.4
香川県	34.1	36.1	2.0	2.5	3.2
愛媛県	41.3	42.6	1.3	3.8	4.6
高知県	40.9	43.4	2.5	3.5	4.2
福岡県	42.3	44.7	2.4	4.0	4.9
佐賀県	37.5	40.0	2.5	4.4	5.1
長崎県	38.7	41.5	2.8	4.1	4.8
熊本県	38.6	41.0	2.4	4.1	5.7
大分県	42.1	44.8	2.7	4.1	4.8
宮崎県	42.3	43.8	1.5	5.5	6.3
鹿児島県	43.3	45.8	2.5	4.2	4.8
沖縄県	50.6	53.7	3.1	4.6	4.9

注1 全額免除割合(%) = $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{若年者納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

注2 一部免除割合(%) = $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$